

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和元年 7 月 18 日 (木)
- 2 開会日時及び場所
令和元年 7 月 18 日 (木) 午後 2 時 40 分
防府市役所 1 号館 3 階 南北会議室
- 3 閉会日時 令和元年 7 月 18 日 (木) 午後 5 時 03 分
- 4 委員氏名

(1)出席者 (17名)

(1 番) 石川 眞平 (2 番) 池田 静枝 (3 番) 中山 博祐 (4 番) 宇多村史朗
(5 番) 井元 均 (6 番) 吉本 典正 (8 番) 古谷 修造 (9 番) 光井 憲治
(10 番) 田村 正信 (11 番) 石田 卓成 (12 番) 熊安 悦子 (13 番) 鹿角 清美
(14 番) 池田 圭介 (15 番) 原田 道昭 (16 番) 内田 成男 (17 番) 三輪 栄一
(18 番) 藤井 伸昌

(2)欠席者 (1名)

(7 番) 木原 伸二

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	内田 健彦
〃 局長補佐	福谷 英樹
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書記	益富 綾佳
〃 書記	富永 大志郎

6 提出議案及び報告事案

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
報告第38号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第39号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について
報告第40号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第41号 農地法施行規則該当転用届について
報告第42号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

15番 原田 道昭委員

16番 内田 成男委員

午後 2 時40分開会

○事務局 ただ今から 7 月の月例総会を開催いたします。

本日御欠席の連絡がありましたのは、7 番、木原委員でございます。

委員の過半数の御出席がありますので、会議規則第 6 条の規定により総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

○藤井会長 本日の議事録署名委員さんは、15 番、原田委員さん、16 番、内田委員さんの 2 名です。どうぞよろしく願いします。

それでは、早速議案審議に入ります。

議案第 28 号、事務局説明お願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の 1 ページ、資料の 1 ページをご覧ください。

議案第 28 号につきましては、農地法第 3 条の規定による許可申請が 2 件提出されており、2 件とも所有権の移転で、耕作困難や高齢を理由とする、いずれも相手方の要望によるものです。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1 番、委員さんの案件ですので内田委員さん、(「出ましようか」と呼ぶ者あり) はい、御退出をお願いします。それでは、1 番、地元委員さん、説明をお願いします。

○17番 17 番の三輪でございます。

議案第 28 号の 1 について御説明いたします。今、説明がありましたが、内田委員さんの案件であります。

近所に住んでおられる————の田んぼ 2 筆を、16 番の内田委員さんに所有権を移転させる件でございます。

場所は、————の内田委員の自宅から————程度で、歩いて 4、5 分のところでございます。

これは、譲渡人の————からの要望によるものでございます。————は、——で農業機械等もなく、田は荒れ放題でしたが、今後も農業する予定はなく、たまたま田んぼが隣り合わせの内田委員さんに所有権の移転をお願いされたそうです。周辺農地が耕作放棄地であるのも困ったものだというので、今回内田委員が購入を決められたそうです。

倉庫には、トラクター、コンバイン、田植え機等の農機具があって、夫婦でその田んぼを耕作されるそうです。

御承知のとおり、内田委員さんは、—————の組合長として御活躍されています。耕作放棄地がだんだん増えていく、組合長としても、また農業委員としても、しっかりやらないといけないうと頑張っておられるそうです。

農地法第3条の許可基準ですが、2号の農業法人以外の法人用件には該当しておりません。

3号の信託引き受けによる軽減取得についても該当しておりません。

また、5号の下限の面積用件は、ご覧のとおり1万1,105haということで超えております。また、これとは別に、農事組合法人でも7反ばかり田んぼを所有していらっしゃいます。

6号の借地等の賃貸は、これも該当しておりません。

私としては特に問題がないと考えております。皆様の御意見をよろしくお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御異議がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○4番 4番、宇多村です。よろしくお願いします。

議案第28号の2番、所有権移転の申請でございます。

事実確認及び申請者の確認を7月13日に行いました。現地では農産物は栽培されておりませんが、ほぼ耕作放棄地に近い状況です。

現地は、議案資料3ページでございますが、左の下のほうへ、—————がある—————というところに—————がございます。公民館の北東約200から400mぐらいのところがございます。

譲受人の—————及び登記手続を行いました司法書士から話を聞いたところ、登記名義人である—————は—————に在住で、実質的な土地の保全管理は、弟さんでありますけれども、—————に住んでおられます。毎日のように—————に来て管理しておられます。

土地所有者の—————は、お子さんも既に亡くなられて、今後財産を相続する方がいらっしゃいません。そのような状況から、弟さんとも今後のことを協議され、実家の近所にお住いの土地に住んでいらっしゃる—————に譲り渡すことを決めたんだそうです。

次に、4ページの営農計画書、営農計画についてでございますけども、農地に関する権利の取得目的のところは、耕作放棄地になっておりますので、隣接地が耕作放棄地になり荒れてしまうのを防ぐために、隣の土地である———の土地を取得するとともに、———の景観の維持に努めたいということでございます。

利用計画になりますが、基本的には果樹、クリ、ビワを植えるとなっております。

通常の管理、3番目でございますが、———の弟さんが地元に住んでおられるとありますけども、実際には———というところに住んでいらっしゃるしまして、毎日山を越えて自分の実家である———に来て、いろんな作業をしていらっしゃるとのこと。

農機具の保有状況でございますが、耕耘機、草刈機などを持っておられ、クリ、ビワなどを植えて管理するには支障はないと思っております。

農作物の出荷先でございますが、直売所に出すとともに、うまくいけばそういった直売所へ商品を出荷したいと考えていらっしゃるそうでございます。

続きまして、農地法第3条2項各号の農地の権利移転の制限に関する事項でございますけども、第1号の全部効率要件については、譲受人は営農計画書に記載のとおり、効率的に利用できると見込まれております。

第2号の農地所有適格法人以外に法人規定及び第3号の信託要件の規定については、該当しておりません。

第4号の農作業従事要件でございますが、譲受人は農作業に従事すると見込まれると判断しております。

第5号の下限面積要件でございますけども、満たしています。

第6号の転貸禁止要件でございますが、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的、総合的な利用の確保に支障はないと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断をしております。皆様の御審議、よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第29号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書は2ページ、資料は5ページからとなります。

議案第29号農地法第4条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は3件です。

転用目的は、太陽光発電設備が1件、農家住宅敷地拡張は2件となっています。

まず、受付番号1は、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積1.6haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

次に、受付番号2は、農家住宅敷地拡張です。農地区分は、集団農地面積0.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。農用地区域除外手続中です。

次も、受付番号3も農家住宅敷地拡張です。農地区分は、集団農地面積0.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。農用地区域除外手続中です。

以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。

資料は、5ページからになります。

議案第29号の1は、—————の農地に太陽光発電設備を建設するために転用したいという申請です。

現地を7月8日に宇多村小委員長さんと事務局と一緒に確認を行いました。

それから、————、なかなか会えなかったのですが、7月15日に電話でヒアリングを行いました。その結果について御報告いたします。

現地は、—————の北側で—————にあります。

—————は、農作業を特には行っておりません。勤め人ですので、なかなか時間がないということで農作業はされていませんが、草刈りだけはしているということでした。

29ページの緑色の線で囲まれているところが該当の土地ですが、その右側の斜線があるところが、11月に許可が下りて、太陽光発電施設ができていますが、そこで太陽光発電事業を実際に行っていて、今後の可能性があるので事業を拡大するというので、今回ここにパネルを増設することになったそうです。

工事は—————が行います。設置後の管理は、御自分でされるとのことでした。

それから、土地の代替性については、この方まだほかにも土地があるんですが、ほかのところは近所の方に預けて耕作をしています。ここは休耕地でしたので、ここで太陽光発電ということになったそうです。

該当の農地は竹やぶと道路に囲まれていて優良な農地等はありません。

それから、転用の確実性については、許可が下り次第、資材を発注して着工したいということ

す。

それから、近隣の農地所有者にも説明を済ませたそうです。転用面積についても、図面からすると一応妥当だろうと判断いたしました。

すぐ横に水路が通っています。その水路については、確実に保全をしていただくようお願いしています。その他、進入路等についても特に障害になるようなものはありませんでしたので、妥当だろうと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいでしょうか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、11番、可決、承認いたします。

続きまして、議案29号の2番、3番と議案第30号の12番、一括上程させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 第14番の池田圭介です。議案第29号の2について御説明いたします。

議案第29号の2は、事業計画書によると、自宅隣地の農地を転用して農機具等を収納する納屋を設置したいという案件です。

7月11日木曜日午前10時30分から、事務局の方2名と鹿角委員と私の4名で現地確認をいたしました。また、同時刻に聞き取り調査を実施しておりますので、その結果について御報告いたします。

現地は、お手元の資料11ページ、12ページのとおりですが、_____を防府市内から_____に向かっていくと、左側に_____があります。そのすぐ先を右側に入る道路があり、その道路を600mぐらい進むとまた右側に入る道があり、その道を50mぐらい進むと左側に現地はあります。なお、11ページの地図には、_____と記載してありますが、_____は亡くなられており、この家に、____、_____、_____が住んでおられます。

申請人のお母さん、_____に話を聞いたところ、現地には昔から木小屋を建てて使用していましたが、風呂を建て替えたので、薪が要らなくなってからは、物置小屋として使用していましたが、しかし数年前の台風により屋根が飛んでしまったので、改めて物置小屋として新しく建て直したとのことでした。事業計画書にはこれから設置したい旨のことが記載されていますが、現地には既に建物を設置してあり、追認する形で承認することになるかと思っております。

資料の11ページにあるように、この農地区分は第2種農地です。周辺の他の土地では達成でき

ない場合は許可となります。申請地は自己所有の農地であり、他では目的を達成することができないと思われま

次に、一般基準ですが、転用面積から見て適当と思われ、周辺の営農への支障は考えられないことから、許可基準を満たしていると思われま

地元委員としては、本来なら事前に承認を取ることが必要なところ、このたびは事後承認の形にはなりますが、承認してよいと判断いたしました。皆様の御審議、よろしく願いいたします。

○藤井会長 別々でいいですか。同じ案件じゃないですか。

○14番 続けていきましょうか。

○藤井会長 はい。

○14番 じゃあ29号の3もいきましょう。

議案第29号の3は、事業計画書によると、自宅隣地の農地を転用して農機具等を収納する納屋及び物置小屋を設置したいという案件です。

7月11日木曜日午前10時30分から、事務局の方2名と鹿角委員と私の4名で現地確認をいたしました。また、同時刻に聞き取り調査を実施しておりますので、その結果について御報告いたします。

現地は、29号の2と同じですから、省略させていただきます。

申請人に話を聞いたところ、農機具等を入れるための農舎を設置したこと、また趣味の盆栽を置く場所を設けたとのことでした。農舎には農機具が納めてあり、また盆栽置場には多数の盆栽が並べてありました。事業計画書には、これから設置したい旨のことが記載されていますが、現地には既に建物が設置してあることと、盆栽置場には盆栽が並べてあり、追認する形で承認することになるかと思ひます。

資料の17ページにあるように、この農地は第2種農地です。周辺の他の土地では達成できない場合には許可となります。申請地は自己所有の農地であり、他では目的を達成できないと思われま

次に、一般基準ですが、転用面積から見て適当と思われ、周辺への営農への支障も考えられないことから、許可基準を満たしていると思われま

地元委員としては、本来なら事前に承認を取ることが必要なところを、このたびは事後承認の形にはなりますが、承認してよいと判断いたしました。皆様の御審議、よろしく願いいたします。

それから……。

○藤井会長 30号の12番お願いします。

○14番 30号の12番について御説明いたします。

議案第30号の12は、昨年6月の大雨により石垣が崩れたため、———の土地を———

——が譲り受け、その上に石垣を築いたという案件です。

7月11日木曜日午前10時30分から、事務局の方2名と鹿角委員と私の4名で現地確認をいたしました。また、同時刻に聞き取り調査を実施しておりますので、その結果について御報告いたします。

現地は、さっきの2件とほとんど変わりませんので、省略させていただきます。

申請人の————に話を聞いたところ、昨年6月の大雨により自宅の土地を支えている石垣が崩れたため、すぐ石垣を作り直す必要があったため、石垣の基礎となる————の土地を————より譲り受け、石垣を築いたとのことでした。また、このことを、————のお母さんである————に確認すると、間違いありませんとのことでした。事業計画書にも記載しておりますが、石垣の崩落は突然のことであり、緊急を要する工事であったため既に工事は完了しており、追認する形で承認することになろうかと思えます。

資料の89ページにあるように、この農地区分は第2種農地です。周辺の他の土地では達成できない場合は許可となります。申請地は石垣の崩落をもとのとおり修復したのであり、他では目的を達成することはできません。

次に、一般基準ですが、転用面積から見て適当と思われ、周辺の営農への支障も考えられないことから、この基準を満たしていると思われます。

地元委員としては、本来なら事前に承認を取ることが必要なところ、このたびは急を要する工事だったため、事後承認の形にはなりますが、承認してよいと判断いたしました。皆様の御審議、よろしく願いいたします。

以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。

3つまとめての上程でございます。何か御意見があればお願いします。

よろしいですか。御意見がないようです。

○8番 8番、古谷ですが、始末書は。

○事務局 3件とも始末書は提出されております。

○藤井会長 ほかにございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第29号の2番、3番及び30号の12番、承認いただける方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、ここではとりあえず、議案第29号の2番、3番、御承認いただいたということになります。30号につきましては、改めて承認いただく

ことにします。

続きまして、議案第30号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書の3ページ、資料の23ページからとなります。

議案第30号農地法第5条の規定による許可申請についてですが、議案書8ページに掲載の受付番号16については取り下げとなっています。よって、今回の許可申請件数は15件です。

この15件の転用目的の内訳ですが、太陽光発電設備が8件、自己用住宅が2件、資材置場が1件、貸し事業所が1件、建て売り住宅が1件、農家住宅敷地拡張が1件、自己用住宅及び工場敷地拡張が1件となっています。

受付番号1は、太陽光発電設備です。農地区分は集団農地面積1.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号2は、資材置場です。農地区分は、集団農地面積1.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

次に、受付番号3は、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積3.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

次に、受付番号4は、貸し事業所です。農地区分は、集団農地面積3.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

続きまして、受付番号5は、建て売り住宅です。農地区分は、集団農地面積9.0haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請の準備中となっています。

受付番号6は、自己用住宅です。農地区分は、集団農地面積0.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請の準備中です。

次に、受付番号7は、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積0.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

続きまして、受付番号8は、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積0.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

次に、受付番号9は、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積1.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号10は、自己用住宅です。農地区分は、集団農地面積8.1haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。許可該当法令は、施行規則第33条第4号の集落接続です。開発許可申請準備中です。

受付番号11は、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積0.6haの農地で、いずれの

法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

次に、受付番号12は、農家住宅敷地拡張です。農地区分は、集団農地面積0.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

次に、受付番号13は、自己用住宅及び工場敷地拡張です。農地区分は、集団農地面積44.1haの農地で、施行令第12条第1号及び同第2号に該当する第1種農地です。許可該当法令は、施行規則第35条第5号の既存施設の拡張です。

受付番号14は、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積1.1haの農地で、規則第45条第2号に該当する第2種農地です。——から約310mの場所です。

最後に、受付番号15は、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積80.9haの農地で、規則第45条第2号に該当する第2種農地です。——から約470mの場所です。

以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。

議案第30号の1については、数か月前のこの総会で既に御承認をいただいた案件ですが、地権者がたくさんいまして、そのうちの1人が手続が終わる前に亡くなられ、地権者が変わったために、申請し直すということですから、内容については、既に承認されている案件です。したがって、内容についての説明は省かせていただきます。

以上です。

○藤井会長 説明終わりました。審議に入ります。御意見のある方をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいでしょうか。いいですか。

御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、許可、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番の池田でございます。

議案第30号の2番、資材置場による——から——への所有権移転の許可申請でございます。

場所は、資料の29ページと30ページをご覧ください。

——でございます。——の西側になります。既に、太陽光設備に囲まれた地域でございます。

7月8日午後3時45分、事務局2名、それから宇多村小委員長さんと私の4名で現地確認をい

たしました。

7月12日午後5時過ぎ、—————宅を訪問いたしました。御主人にお話を聞くことができました。親が亡くなられまして耕作困難となり、長い間、草刈りなど時々管理されておられたようですが、機械もなくなって管理も困難になった状態でもあったという話です。—————からお話もありまして、資材置場というお話になったそうですが、7月16日に—————と電話でお話いたしました。—————もこの地域を随分管理していらっしゃるようで、農業用排水路への泥水など出さないようにとか、清掃作業をきちんと年2回してほしいということも伝えましたが、了解ですということでした。—————も、この地域で管理などもたくさんしていらっしゃいます。

こういう状態ですので、地元委員としては、—————の場合、仕方がないのではないかと考えております。皆様方の御審議、よろしく願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見がある方お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番の池田でございます。

議案第30号の3番、太陽光発電設備による、—————から—————への所有権移転の許可申請でございます。

場所は、資料の35ページ、36ページをご覧ください。

—————で、—————になっております。

7月8日午後4時ごろ、事務局2名と宇多村小委員長さんと私の4名で、現地確認をいたしました。

山本さんは、1月16日、それから2月19日と、この地域で太陽光設備で既に売却されており、2月19日の2件では、申請地の北側2か所です。既にもう太陽光設備が完成しています。7月16日午後5時頃、—————と電話でお話しでき、事業計画書も38ページに載っておりますが、看板の設置とか、それから遠隔監視装置による管理や防草シート、フェンスなどを取り付け、年2回管理すると書いてございます。また、近隣の方にも配慮するとのことですので、きちんと守っていただくようにということも伝えました。それと、西側には水田を耕作されている方があり、東には牧草地がございます。だから、水路をきちんと管理してくださいということはお伝

えしました。

この——は———でして、前回も言いましたけど、親が亡くなられ、その後荒廃地となり手の施しようもなく、また自分も高齢となりまして、有効利用したほうがよいのではと、相手の方に譲られることとされたようです。

以上でございます。どうぞ御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見がある方はお願いします。

○11番 11番、石田です。

譲受人の———はどのような方なんでしょうか。防府と何か縁のある方なのか。

○2番 私は、———に電話したんですけど、出られませんでした。それで、———に、———に電話したけど出てくださらないので、お宅のほうからきちんと行ってくださいとお願いしました。多分、前回もそうでしたから、———が誰か探してくださいとお願いしていらっしやると思います。それで、紹介されたと思います。前回もそういう委託をされていたので。

○藤井会長 どうぞ。

○11番 こういった案件ですが、———が管理委託されているんでしょうけど、あくまで所有者はこの———なので、———がどういうつもりでおられるかというのは、やっぱり直接話さないとわからないと思うんですね。こういうケースで、そのまま通していいのかなど。所有者に管理の責任があるんですね。

○2番 この地域で、私がずっとパトロールしている範囲で、一番悩んでいるひどいところです。見てもらったらすぐわかります。（発言する者あり）はい、荒廃地でとてもじゃないけどどうしようもできない。それを前回も、そういう地域を———がきちんとやられているんですよ。事務局さんもわかりますけどね、一緒に見えていますから。北側をきちんとやっぴらっしやるんですよ。ええ、こんなにきれいになるのという感じで、短期間に。こんな大きな木がいっぱい生えているところなんです。だから、———は、遠くてどうしても自分が管理できないし、住民の方に迷惑をかけるということで、自分の田を全部手放すんだとおっしゃっていました。

○11番 御事情はわかるんですけど、筋論として、譲受人に義務があるわけであって、あくまで譲受人の話聞いた上で通さないといけないのではないかと。

○2番 この計画書に書いていますけど、遠隔管理装置によると。それはどういうふうにされるんですかと私も聞いたんですけどね。今はこれでできますからという感じで。何かあればすぐこちらがというふうに———がおっしゃっていました。

○11番 防府とは御縁のない方。初めての方ですよ、———。今からこういうケースがたくさん出てくるんでしょうけど。

○藤井会長 今までもこういうケースが多々あったと思うんですね。あくまで投資目的ですからね。

やっぱりこういうのはあって、その都度本人に確認するとかですね。いずれにしても、所有権はやっぱり個人にあるので。

○16番 後ほどの案件で出ますが、—————というのが、今回相当あり、——です。これも、私も電話かけたんです。—————の担当者に。さっき言われた—————と同じで、話がうまくつながらないんですよ。防草シートはどうするんですかと聞いても、それはお客さんが決めるんだと。お客さんとは誰ですかと。だからね、もう転売なんですよ。工事をきちんとやって、はいどうぞスポンサーを、はい、というのが、今主流ですね。

○11番 それを商売にしている。

○16番 だから、この—————という会社もそうですが、——の本社でやっておられる、——にも営業所がある。かなりの従業員を雇っておられる。専属の営業マンがかなり歩いているんですよ、——地域。

○11番 そうそう。——も。

○16番 だから、それらにお年寄りのところは言われて、じゃあ売りますと。電話かけたらそう言われるんですよ。お客様が決めることだから防草シートはよくわからないとかね。お客さんとは誰ですかと、スポンサーずっと探しているんですよ。工事をやって、その次のお客さん。だから、私の後の案件も、どういう関係ですかと、全く関係ない人が出てくるんです。今回取り消しになった案件ですが。もう、御存じですかと、全く知りませんというようなことですね。

この会社の人に言っても、石田委員がおっしゃったように、所有権が移るわけですから、あくまで譲受人が事後の管理をしないとイケないと思うんですよ。いくら遠隔装置だと言っても、草を刈ってくれるわけじゃないので。だから、私もつくづく今回思ったんですが、被害防除計画も、こういうことも含めて中に入れるとか、所有者が変わるわけですから、きちんとやるんだよとか、水利権を放棄しても草の管理ぐらいいはしないといけませんよね。年数たってもあぜは残るんですよ。じゃあ、そのあぜを誰が刈るかですよ。溝掃除やっても、溝普請があっても、そのあぜを通らないといけませんよね。誰も刈らないですよ。そういうことが出るから、被害防除計画も、今までのおざなりの計画じゃなくて、太陽光については、別に項目を設けるとかしないと。

○11番 ここは、ある程度しっかり管理してくださっているという話だったけど、全部がそういう会社じゃない。

○16番 近くなら、管理してくださいとお願いして、行きますよと言うかもしれませんが、とんでもない人が入ってくると、絶対行かないですよ。

○11番 実は、3日前に、山口県で初の取り組み、ソーラーシェアリングをされる阿東の方が田んぼにされて、その見学に行ったんですよ。そのときに、太陽光の会社の方と話す中で、農転がその柱の面積だけということで、初めてのケースだったので、山口の農業委員会ですけど、結構いろ

いろいろとりしてやっと今回完成したんですけど。県外も含めていろんなところの農業委員会とやりとりされているらしいんですけど、周辺の印鑑をもらってきなさいという市もあるらしいですよ、説明ちゃんとして。やっぱり、最低限それぐらいはして、地域と約束というか、した上で出してくれないと、いくら個人の持ち物だからといっても、これだけ好き放題されると問題があるんじゃないかと思うんですよね。そこまで含めて、農業会議を通じて全国調査してもらって、どういやり方をしているか調べてもらったりとかもやるべきじゃないかと思うんですけどね。

○2番 —————は、前回2月の19日のときにも、私ちゃんと話しているここ、記録あるんですけどね。太陽光は、2年に1度その地域全部点検して歩くと、自分がやっているところは。それから、水路の清掃なども、近辺から苦情が出ないように管理は依頼していると言われてるんです。（発言する者あり）だから、私は、さっきのあれとは全然話が違うんじゃないかと思えますけどね。これだけのちゃんと計画書出されているところは今までなかったんじゃないかと思えます。きちんと書いてあるのは。

○16番 —————というのは、どこですか。———ですか。———ですよ。まあこの近くだ。とんでもない—————のところ、これ悪いわけじゃないですよ。

○11番 いやいや—————は悪いから。

○16番 こんな——のほうから来てね。（発言する者あり）電話かけたって話にならないですよ。何言っているのというような感じですよ。

○11番 僕もあまりに対応が悪かったから、今回止めて来月にしてもらおうと事務局と言った中で、隣の方が猛反対されていたので、その方が納得してもらってからじゃないと、地元としては、農業やるのに支障が出ると言われるから認められないと言ったら、今日になってやって確認をとって。本当は昨日までに電話してくれと言っていたんですけど、してこないから今朝聞いたら、やっと聞いてくれた。さっき電話して聞いたと。

○16番 これは、—————が確保して、私も—————が経営をされるんだろうと思っていたらとんでもない。皆必ず売るんですよ、転売。

今回、こういう形じゃそりゃ承認しますよね。旧所有者も地権者も、高く買ってくればね、手放しますよ。だけど、あと何年か先か、何か月か先か知らないけど、所有権また移るだろうから。こういうのはどうなるのだろうと思う。難しい問題ですよ。

○藤井会長 フェンスに書いてある連絡先とかは残るわけでしょう。だから、今回の場合は、—————の住所と連絡先で管理すれば。

○16番 そうですね。

○藤井会長 内田さんの場合には、そういう言い方なら、どこの名前で上がる可能性があるわけですか。

○16番　そうですね。看板は、—————で出すかもしれませんが、何か月か先にはもう変わるといことですよ。お客さんが決めるというんですから。要は、最初から転売目的でしょう。これは大手の会社みたいですけどね。（発言する者あり）そういうのが主流になっているんだなとつくづく思いましたよ。

○11番　まあまあ、今回の人とは大分話がずれてきたけど。

○1番　1番、石川です。

業者が2種類いるんですよ。——の方はいっぱい案件が出てくるので。

○16番　先進地ですからね。——は。

○1番　今回も—————がいっぱい出ていますが、自分で管理しているんです。工事も自分でやるし、自分で管理もする。こちらへ人が出かけてくるんです。そういうことはきちっと責任もって管理されるんですが、それ以外の、今内田さんがおっしゃるようなパターンだと思うんですが、資金運用、いっときスルガ銀行が問題となったシェアハウスでやったみたいな、借り入れから何からみんな手続きしてあげて金だけ出して手続きは全てやります。で、工事やったらその業者終わりなんです。だからどこも責任持たないよと。それを今言われているんだろうと思うんですけど。そういう業者はやっぱり気を付けるべきだと。

今回の池田さんの件は、—————というのは管理を請け負っているの、契約を結んでいるようなので、それは管理をきちんとされるだろうと。ただ、これも資金運用だろうと。名前がある方がお金を出されるだろうと。

○16番　そういう業者さんならいいと思うんです。

○11番　ただ、今はいいと思うですよ。あそこが太陽光で全部埋まって、維持管理の委託だけで採算が合わなくなったときには、会社切りますからね。持ち主だけが所有権残って、じゃあ誰に管理してもらうかという話になる可能性は十分にあると、将来的には。

○1番　今後、買いませんよと中国電力が言い出したときに、資金が回らなくなります。そのときがどうなるか。借り入れしていたら返済できない。

○藤井会長　そうやっていろいろな業者もあるでしょうけれども、筋からいうと、所有権を持っている人の聞き取りが必要なんですよ。だから、現実には、間に入る業者の管理の状況をしっかり確認をもらって今通しているような状況なんでね、業者によって、我々が悪いと言うのも基準がないわけで、本来からいえば、所有者のしっかりした意見を聴取するわけですけども、太陽光の現実には投機目的で、恐らく所有者は、どこにあるのか、どういう状況にあるとか知らずに金出しているケースが多々あるので、そういう場合には業者がしっかり管理するかどうかを見きわめるしかないと思うんですけど、これは本来の筋からいうとおかしな話ですが、現状はそれを認めざるを得ないような状況になっていると思うんですよ。この業者がいい悪いと言うの。

○16番 そりゃもう線引きはできないですよ。

○藤井会長 できないですよ。だから、とりあえずは、業者に対して管理の約束を取りつけることが最低の条件というぐらいしかないんじゃないかと思うんですけどね。

○11番 この業者がそういうところうまくやってくれているようだからまだちょっとは安心ですけど、そういう業者ばかりじゃないですもんね、今後はね。

○藤井会長 事務局、その辺はどんな指導を。

○事務局 まずは、申請があったときとか、転売での目的はだめですよというのは、説明はもちろんしています。事業計画書に20年間やるように書いている以上は、結局所有者の方が20年間やるというふうに、確かに転用の申請は出てきます。ただし、許可が出て、完了報告届が出て、そうすれば農地法からは完全に外れる、その後はどうされるかは、もう完全に農業委員会から、法律から外れてしまう。例えば、よく出される例が、自己用住宅を建てる計画で20年間住みますとあって、5年後に実は別なものにするというときに、じゃあそれは最初に出した申請が嘘かというところではないように。もちろん太陽光と家は趣旨が違うものではありませんが、そこを突かれると、結局、事務局としては、申請を受けて、事業計画書に則ってそのとおりにやるんですねとあって、事業完了報告書が出れば、もう手から離れるという流れにはなります。指導に関しては、もちろん月例総会でこういった問題がある、溝の掃除がある、看板の件もある、必ずメンテもやってくれというものを酸っぱく毎日毎日言っている状況ではあります。そこは、もちろん細かく、毎月の月例総会での委員さんの意見は、常に電話一つにおいても反映はさせております。

○藤井会長 それは、あくまでも業者に対して。

○事務局 全てに対してですね。（「所有者にも」と呼ぶ者あり）業者を通じてという形にはなりません。所有者に関して、わざわざ所有者の人に電話をするわけではないですね。

○藤井会長 今後どうしますかね、これ。

○11番 譲り受け人が聞いていないと言われたらそれで終わってしまうからですね。いろんな約束を事業者としたところで。やっぱり両方からちゃんと意見を聞くべきじゃないか。どういう思いでいるかというのを。万が一、その管理会社がなくなったときはあなたどうするんですか、ということまで踏み込んで聞いても何ら問題ないと思うんですけどね。所有権というかね、それはちょっとおかしいですけどね、個人的には。行き過ぎているというか。

○藤井会長 石川さんの場合、今までいろいろありましたけど、直接遠く離れた申請人に連絡とって確認されたことありますか。大体業者を通してじゃないですか。（発言する者あり）とられていますか。（発言する者あり）

○1番 大体そうですね。今回は申請人に連絡とれているんですけどね。

○11番 今後はそうするとかね。所有者の連絡先もこれに書いて送ってきてもらうとか、一覧表に

ね。業者も所有者も両方聞くように一応するとか。

○藤井会長　じゃあ、今回の件、池田委員、ぜひ所有者に連絡して確認してみてください。今回の件は、業者に関しては実績がある業者ですので、許可出しても今後特に問題があるとは思いませんので、それだけをお願いします。

しっかり今回は、所有者の意見を受けるといふ、聞き取りを条件ということにさせていただきたいと思います。それから、後で出てくるでしょうけど、内田委員さんの場合には、今回もうそこまでいかずに……。

○16番　私の案件はね、この——の案件もあるんですけど、石田さんの案件もある。私は、直接——に電話したんですよ。そしたら、その——の担当者が、今回農業委員会の申請が出ているけど、じゃあその担当者が、そりゃ——が出したんだらうとか、わけわからないこと言うんですよ。——の担当者が出したんだらうと。それで、フェンスはきちんと建てられるでしょうけど、防草シートなんかどうされるんですかと聞いたら、そりゃあお客さんが決めるのどとか言うから、何言っているのかこの人はと思って、最初からこれ売るんだということはわかったんですよ、そういうこと言うから。

○11番　それは、明らかに計画書が嘘ということですよ。

○16番　そういうことです。

○11番　それを暗に認められたということで、それは認めたでいいじゃないですか。

○16番　それは、そういうふうに言われるとね、申請の段階ではこのまま通るかもしれないけど、事後管理を自分のところで——がやるんならいいけど。

○藤井会長　そこは、転売の意思がはっきりしている場合はどうなるの。

○事務局　——の件ですけど、確かに話を聞くと、今まで申請受けた方が、結構担当がばらばらできていて、確かに——の会社ではあるんですけど、——営業所があって、さらに担当レベルで皆さん話をしているような状況です。今月、数が多くて、電話番号の把握に手間取って、最初のほうに——の——の電話番号を記載するような形になったんですけど、今後は、担当レベルで電話番号等を示して、確実に話がわかる人にするというのと、あと、転売という話はやはり本社の人が言っているの、その担当レベルの話という、——営業所の話では恐らくなくて、全体に、ただそういった裏の事情あるのかなとは思いますが、今回担当レベルを委員さんに紹介できなかったの、そこが出たのかなとは思いますが。

○9番　ちょっとよろしいですか。光井ですが、4月に、今言われる——ですよ、——、あれの議案でここでお話ししたことがあるんです。そのときは、電話かけたのは——だったと思うんですよ、——の。あれから2名来られて、その事務所から、それからあと——の営業所から担当の者が2名現地に来て、それと水利のほうの対応と私と6人で行政書士のほうが

2名、——営業所の担当の者が2名、それから、そのの——というんですけど、——の水利組合の代表の者が1人、それから私が出向いて、お話をして、今後の管理体制を話したら快くやるということで、あくまでやれるのはやりますけれども、登記が変わってからが私の出番になりますから、登記が変わった時点では、必ず責任を持って、今言われましたあぜとか、水路、そんなのは皆さんに迷惑がかからないようにやるというお話は聞いているんです。今回も、この前草を刈ってもらったようなこと、あと確認していないんですけど、水利の代表の者は草刈りをやってもらったとか、何かそういうようなことを言っていたから、やってくれたんじゃないかと思うので、転売とかは、私はここで初めて聞いた話ですね。——のほうには電話かけておりません。電話かけたのは、——が担当の者を全てこちらに呼んでくれということで、そのとき——から来られるぐらいだから、誠意ある対応してくれているんだなと思っていたんです。それ以後の、結局転売とかの話が出たから、そういう会社なんだなと思って、ちょっと後悔の念もあるんですよ。

現にもうあれも建っています。太陽光設備もこの前から工事をやって、配線なんかはまだけど、もうパネルも置かれているんです。えらい今回は認可が早いんだなと思って、3か月、4か月ぐらいかかると僕は思っていたから。大分前ですね、でき上がっているのを配線関係はまだだろうと思いますけど、ちょっと——の話がよく出たから、ますますこちらのほうに、——のほうに進出するんじゃないかと思えますから、要は皆さんにそういうことはしっかり確認して進めないと、と思うんですがね。

やっぱり何か管理の体制とかどこまではやってくれとか、そんな確約があったらいいんですけど、皆ちょっと中途半端というんですか、あやふやというんですか。だから、何かストーリーを、真っすぐ行くような道を作ってもらおうと、農業委員としてもやりやすいなと思っているんです。

○11番 その関係で、先ほども言った周辺の同意とか確約書とか、取っている所があるはずなんです、農業委員会で。そうやって厳しいところはかなり厳しいですけど、と太陽光の会社から聞いたので、その調査を事務局にさせていただきたいんですけど、いかがでしょうか。全国。まずは中国地方だけでもいいかもしれないし。じゃないと、多分次のステップに行かないんですよ。条例作れと言っても、市も作らないし逃げるし、でもやっぱり考えていかないといけない問題ではあると思うんですね。そのままだったらって、2種農地が全部太陽光になりました、農業委員会は何をしていたのかという話になりますよね。どうですかね。（発言する者あり）

○事務局 じゃあ、他市の農業委員会のその辺のやり方、状況は、こちらで調査をしたいと思います。（「お願いいたします」と呼ぶ者あり）ちょっとお時間をください。

○11番 まずは、県内を調べてもらって、県内でそういった事例がなければ、県外とかも含めて、県の農業会議に聞いたらやってくれないことはないと思うので、お願いいたします。

○藤井会長 県内は恐らくないと思います。

○11番 そうですか。県外ですかね、あるとしたら。じゃあ中国地方ぐらいまずは聞いてもらおうとか。

○事務局 当たってみます。

○11番 お願いします。

○藤井会長 今、よく業者の名前がひとり歩きしていますけども、それは全てじゃないみたいですので、あくまでも担当者のレベルで、皆さんの判断で、これから審査していただけるようにしていただきたいという部分ではありますので。

それでは、この3番の案件でほかに御意見はないですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決したいと思います。3番御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。賛成ということで、3番、可決、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、お願いします。

○8番 8番の古谷です。

議案第30号の4は、—————が、—————と—————の農地を購入して貸事務所に転用したいとする所有権移転の申請でございます。

7月11日に吉本小委員長さんと事務局の富永さんと、農地の現地確認をしました。

なお、7月13日に、農地の所有者の—————、それから—————、また—————の社長さんに電話にてヒアリングをいたしましたので、その結果について御報告をします。

なお、この農地の場所は、お手元の資料の41、42ページに申請地の場所が表示されておりますが、—————から直線で約250mの市道沿いにあります。農地の現況は、いずれも草刈り等の保全管理はされております。

—————は、現在—————に在住で、この農地を相続で取得された後は全く耕作されておませんが、御近所に迷惑をかけないために、新しく草刈り機を購入して年間4回程度、御主人と一緒に防府に来て、草刈りをしておられたようでございます。また、—————も、やはり同じぐらい草刈りをしておられたようでございます。

それから、—————からのこの相談は、いずれも今年の初め頃からあって、4月頃には承諾はされたようです。

なお、—————の社長さんによると、—————より、貨物の積み合わせ作業場が—————にあるんですが—————手狭になったため、事業用地を探してほしいとの依頼があって、この申請地が最適な場所と判断したとのことでございます。

なお、貸し事業所の営業としては、来年の3月頃を目途に考えているということのようでございます。

それから、————の資金繰りについては、某銀行等の融資計画もあり、また、年間の経営状況を確認したところ、年によって違っているけれども、大体2億円から3億円ということのようでございます。これから判断しますと、特に問題ないと思っております。

それから、46ページの被害防除計画については、合併槽ということですが、地元の水利会の承諾もあり、特に問題は生じないものと考えます。

この申請農地は、2種農地で、いずれの法令にも該当しない農地でございますが、この転用に当たり、2つの審査基準でチェックをいたしましたので、この結果について御報告をいたします。

まず、立地基準についてですが、これは周辺の他の農地では事業目的が達成することができない場合はよいという規定があります。

次に、一般基準ですが、これが確実に転用されることかということでございますが、————の定款、それから資金繰り、また事業計画書の申請地を選定した理由欄に記載のとおり、ここは非常に利便性が高く最適な場所として評価されており、申請どおりの営業がされるものと判断いたします。

次に、周辺の営農条件に悪影響を与えないかということについては、先ほど言いましたが、地元の水利会の同意もあり、特に支障はないものと判断をいたします。

したがって、地元委員としては、この審査基準はいずれもクリアしているものと判断いたしておりますが、皆さんの御審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。

議案第30号の5は、————と————、————の農地を————が取得し、建売住宅を建てるという所有権移転の案になります。

現地調査を、7月8日に小委員長と事務局2名と行いました。また、同日聞き取り調査を行いましたので、その結果を報告します。

現地在、資料47ページで—————の—————等があるところの北側になります。

農地の現況ですけれども、全然耕作されておりません。もう10年ぐらいやっていないということです。—————の農地のみ、きれいに鋤いてありました。が、何も植えていなかったのも、こちらでも耕作されておりません。

資料の49ページです。

拡大したものですけど、真ん中が—————の昔の御自宅になります。こちらでも空き家です。その周りに農地があって、これを今回開発して団地にするということになります。—————も、農業とかもう厳しいということで、年に1度ほど草刈りだけしてもらっていてすごいお金がかかっていたところで、今回のお話が来て助かりますということでした。—————は、おられなかったのでお話を聞いていないですけれども、—————に聞くと、—————も同じ気持ちだということです。周りも全然耕作してなくて、こちらの被害防除計画によると、汚水自体が、下水道を使うということで、水のほうも問題ないかと思えます。

—————も、ホームページで見たんですけれども、現在市内7か所住宅団地を開発されておりまして、—————にも大きなマンションを建てつつありまして、優良な不動産会社だと思います。

以上、説明となります。皆様、御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ございませんか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、可決、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 6番、吉本です。

第30号の6番について御説明します。7ページの一番上になります。

この議案は、場所が防府市の—————のところに、——から—————の方に行く——がありますね、あの——のすぐ北側になる所です。

資料は53ページを見ていただいたらわかると思います。

53ページの中央にあるのが—————のお家。——がありましてすぐ隣接しているところです。現在、自宅はすぐ後ろに新築するという状況です。—————は、数年前に病気されてホームに入っておられるという状態で、実は子どもさん2人いらっしゃって、—————が——、—————が——と

ということで、時々帰って介護をしていらっしゃるという現状です。

調査は、7月11日に14時から、事務局の1名と田村職務代理者と3名で行いました。お家を2、3回訪ねたんですけど、留守だったんですが、11日に訪ねたらいらっしゃるだったので、10時過ぎにお話をしたら、これは———がこっちへ帰っていらっしゃるだったので、こちら申請者の方は、7ページの一番上にあるように、———という方です。これは、———の———の方です。———にいらっしゃるんですね。したがって、この方には会えなかったんですが、———とお話をしたら、概要について話をいただきました。今回、お父さんの防府市の土地を、賃貸によって借用して小さなお家を建てるということで、17日の18時50分からこの———という方と直接お話ができて、先ほどお話したように、お父さんの面倒を見るために自宅の後ろに家を建てるというのを、57ページ、事業計画の後に書いてあるということです。若干資料にあるとおり、名前が変わったりしている部分がありますので、説明しておきます。

56ページの事業計画は、住宅の同居予定者という、———という方、これは———の御主人ですね。これは、住宅を建てる時の資金計画の関係で、家が御主人の名義になるというと、土地は娘さんが借りるんですが、家は御主人になるので、名前が———となってくると御理解ください。

それと、事情がそういうことでしたので、特に問題ないと思います。立地基準あるいは一般基準に照らし合わせても、そこでなければ目的が達せられないということはもちろんですが、特に資金計画の関係も問題ないと、———という方ですか、これらも7月9日に確認しております。ここは面積が、7ページの、1,202の内263m²というのがあるって、今度は56ページの資料は、1,202の内210.98m²とあって、なんでこうなっているかという、あそこに取り付け道路がありますね。57ページ見たら、住宅があって、この道路を含めたのが263m²で、住宅を建てる場所は、建蔽率の関係で面積を少なくしてということで、実際はこの2つの道も含めた、お父さんの田をお借りして家を建てるという事案です。

現場調査あるいは聞き取りをしたところ、特に問題ないと、地元の農業委員としては判断いたしましたので、皆様の御意見ありましたらよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、可決、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の井元です。

議案第30号の7番は、太陽光発電により、———所有の畑を、先ほど来話が出ております———が太陽光を作るという議案でございますが、まず、場所ですが、資料の59ページ、———から南に一つ別の所有の畑があってその2番目の位置になっております。それと、59ページの下のほうに———って、ここが———のお住まいでございます。畑としては家から非常に近くて、そんなに荒れていない畑なので、非常にもったいなような感じもしたんですが、御高齢ということもあって、今回、太陽光へ売却するというごことになりました。

現地を7月11日に、吉本小委員長、事務局、私とで確認にまいっております。所有者の———は、内容については———に任せているから、詳しくはそちらのほうでということだったので、事務局が記載のあった電話番号に電話したところ、事務所の方、担当者はおられなかったんですけど、先ほど光井委員さんからもありましたように、地元でも実績があり、全国的には1万件、事業計画にもありますように———ぐらいの売り上げもあるということなので、先ほど内田委員さんからも話が出ておりましたが、私が電話でお願いする段階でも非常に受け答えもよく、看板、フェンス、あと近隣へのお話、了解、その後の管理等についてもきちっと間違いなくやりますということで、答えをいただいたんですけども、それ以上聞くことはありませんでした。

近くに———と———という家があるんですが、段差がかなりあります。この両方の家は、当該の畑でも、屋根がその畑の平面よりちょっと下に来るような位置なので、反射光等の影響は多分ないだろうと判断しました。5条の立地要件あるいは一般要件に照らし合わせても、全然問題はない案件とは思ったんですが、実は先ほどの推進委員の倉重さんが自治会長やられていて、別の件ですけど、結構太陽光による地域住民への連絡の不徹底というか、苦情があると聞いたので、そこら辺も再度業者さんをお願いしようかなと思っています。

説明は以上でございます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願いします。どうぞ。

○11番 なかなか今までの流れで難しいかもしれないですけど、———でそういう話になるのだったら、一回地元で説明してもらったほうが。後々、農業委員会はなぜ通したんだとなりそうな気がするよね。さっき僕も倉重さんとお話させてもらったんですけど、ちょっと待ってもらって、という手もいいんじゃないかなと思うんです。

○藤井会長 どうですか、井元委員。

○5番 まず、倉重さんからあったのは、4年前ですかね、———の海寄りの山のとっぺん、約4haを、大規模な工事があって、要はとっぺん辺りなんですけど、ここは太陽光を作るために造成したので、大雨のときに雨水に赤土の泥が混じって、海岸まで、もともと出ていたのか、それを

やったから出ていったのかというのは僕もはっきりしないんです、そういう苦情があるというのは言っていました。もう一件は、工事のために数日間通行が、これは警察への許可をとっているの、どうしようもないと思うんですが、自治会長への連絡の仕方が、一回も何もおっしゃらなかったというちょっとした苦情なので、余り気にすることはないと思うんですけど。—————の場合は、所有権の移転ではなかったんですが、そこまで農業委員会が後追いで指導とかいうのは難しいんじゃないかなと。だから、業者さんとも直接の交渉でということで、万が一自治会長に御相談があったらそういうふうに答えてもいいんじゃないかと答えています。今の地元の説明等で、結構近くに家がいっぱいあってどこまでするかというのものもあるんですけど、少なくとも直近の3件ぐらいは了解をとってくれということで、私か事務局で連絡はとろうと思います。そうすると、あと——と——の案件があるので、そのものの、家の様子とかお住いの様子わからないんですけど、それは皆さんがそのようにしたほうがいいと決めれば、しばらくそういうふうに行われているので多分やってもらえるんです。

○11番 さっき転売の可能性も、——の本部からぽろっと漏らされたんだと間違えて言われたのかも知れないんですけど、内田委員さんも担当者という、その方しか話していないわけでしょう。今回も同じ会社なので、その可能性は十分に考えられる。だから、20年は自分のところで転売しないでやりますという確約というか、そんなのが要るんじゃないかと思うんですね。

○16番 そりゃ大手の会社ですからね、この事業計画書にも書いている2キロメガワット、49億円という計算も出ていましたから、これはかなり手広くやっておられるところだろうと思うんですけどね。

だから、申請書が出ていますからと、——の人に私が電話かけた、そっちのほうが悪いかもしれませんがね。そりゃ——が出したんだろうと言われて、私も、何言っているのと思ったんですけどね。

だから、私の案件は、お客さん、売った人は待っているんですよ、もうお金使って。1年前から言われているんですよ、売ってくれと。1年後に、今回あれから一つも話がないから、——に電話されたそうで、私も名刺見せてもらいましたよ。お宅まで行きましたから。この人からもらったと言われるから。1年前にアポがあって、ぜひ売ってくれというお話があったと、大喜びと言われたんです。あれからなしのつぶてだから電話をしたと。今回初めて、この申請になったということなんです。

○藤井会長 今、石田委員さんから今回の7番の案件に関して地元の同意をとるまでストップかけたほうがいいんじゃないかという意見がありましたけど、その辺はどうですか。

○5番 一応電話の中なんですけど、近隣の家には必ず説明行くというのは確認はとっているんですよ。だから、仮にかなり広範囲で自治会なりを集めるなら、我々も当然出て行かないといけないし、

そこまでやる必要があるかどうかということです。それやると、ほかの案件も全部同じように今後やらなきゃいけないようになるので、それをちょっと危惧している。

○藤井会長 その辺のところは、先ほど光井委員さんがおっしゃったように、大筋ではっきりしたものを、指針を示してくれというところにつながるんでしょうけども、地元の説明しろというのもどこまで了承得てやるか、なかなか線引きが難しい話でねえ。はっきりしたほうがいいんでしょうけれども。

○11番 例えば、開発行為なんかはガイドラインに従って都市計画とかやっているのは、周辺の所有者は印鑑をもらってきなさいということをやっているんですね。ですよ、事務局。

○事務局 開発で周辺の同意というところで印鑑ということはあります。ただ実際、周りの人が反対というか、印鑑を押さないという場合も当然ありまして、そのときは、説明したけど印鑑もらえませんでしたという理由書で、一応同意がなくても通ってしまうということはあります。

○11番 ただ、それでやらせたけどプレッシャーにはなるんですよ、業者にはちゃんと。地域とのコミュニケーションとっていかないと、後々が大変だと一度知らせればそれでなると思う。それも、法で決められているわけではなく、確かガイドラインで指針が示してあるんですよ。

○事務局 条例か何か。済みません、確認ができていないんですけど。

○11番 義務じゃないなら条例じゃないので、条例だったら義務になって……。

○事務局 ただ、条例でそれが決まっても、それが達成できない場合は、といういわゆる抜け道もあり得ますので。

○藤井会長 今までもそういうことで通して来ているわけですから。今回、こうやってはっきりさせたほうがいいということであれば、これからのことについては検討していきたいと思いますので、今回の7番の案件につきましては、井元委員のおっしゃるように地元の同意は取るということですので、そういうことで御同意いただきたいと思います。

ということで、ほかに何か、この案件について御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ございませつか。ないようでしたら、採決に入ります。この7番の案件、御承認いただけたら挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、可決、承認いたします。

続きまして、8番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 8番、石田です。

またまた—————の案件です。

—————のすぐそばの農地、—————のすぐそばの農地なんですけど、—————の所有地を—

—————が購入され、太陽光に転用されようとしているものでございます。

実は、この案件、半年ぐらい前だったと思うんですけど、—————のところのこの—————、—————の方から直接僕に電話があつて、太陽光の会社から話持ちかけられているんだけどどうかねえという話があつたので、隣の田んぼを作っておられる—————という、2町くらい地元で作っておられる方がいらっしゃるんですけど、その方に聞いたら、ほかのところでも太陽光ができた所は稲のできが悪いとか、何か異常に周りが熱くなったり、草刈りの作業もしにくくなったりとか、生育が悪いようにも感じるし、自分の家にも反射光が入ってくるんだと、なので絶対に賛成はできないと言われたので、この—————のほうに私から、自分の所有地であったとしても隣の農業者が反対するようなものはやらないほうがいいと思うよと伝えていたんですけど、今回こうやってポンと議案が上がってきたので、電話で—————の方に、隣の耕作者に納得してもらってねと、昨日までに電話くださいと言っていたんですけど、それと周辺への説明もしてくださいと言っていたんですけど、今朝になってわからないので、事務局に教えていただいて、事務局から—————の担当者に連絡して、今日電話されたと言っていました。やっぱり、そこをちゃんとしようという意識がまるでないんだなと。忘れていたとか、この議案に対する真摯な気持ちはまるでないんだなと私は感じました。周辺の営農活動に支障があるのかどうかを農業委員会は審議しているにもかかわらず、無視されたことはちょっとショックでした。こういう会社なのかと思わざるを得ない状況でした。周辺の住宅への説明というのも言っていたんですけど、それはしていません、北側の家は支障ありません、南側は離れているので支障ありませんと言い切られましたので、そうなのかなあと。私、周りの土地に太陽光ができたらちょっとは気になるけどな、説明欲しかったなと逆の立場だったら思ったよなあと、違和感がありました。

加えて、パネル設置部分の面積が余り大きな面積じゃなくて、その次の議案のパネル設置面積と合わせても十分1枚の田んぼに設置できるので、なんで49.5kWにこだわるのかなあと、1枚の田んぼだけ転用すればいいじゃないかと思うんですけど。

69ページですけど、412.56m²ですよ、この2,132m²の内今回使用するのが。で、その後、ちょっと離れたところにもう一件次の議案があるんですけど、こちらも、1反6畝ある中で547m²しか設置しないというのは、こっちで全部足してやればいいじゃないかと。わざわざ2枚でやらなくても、同じ会社がやるのであれば、というも感じます。なので、ちょっと違和感があるなど。

隣の田んぼの—————という耕作者は、しぶしぶ、仕方ないなと今朝言われたそうです。

地元委員としては、いかがなものかなと思っております。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見がある方、お願いします。

地元の同意を得る必要がないというから、きちんと説明していたわけじゃないんでしょう。地元の同意を得る必要はないという会社の返答だったんでしょう。

○11番 いや、返答は、隣の耕作者が反対していたから、その人に納得してもらってくださいと。それで、昨日までに、前日までにお返事をくださいと言っていたんですけど、昨日夕方時点で返事が返ってこなかったの、今朝、事務局に電話して、今回のこの議案は返事してこないから止めるよ、地元委員として賛成できないと言いますと、急いで電話してくれて、———に確認とって、しぶしぶオーケーされましたということで、しょうがないなということだったんですけど、いかなものかなと。

いや、水路掃除とかのこと言っていたんですよね、地元農家と話して、今後どうするのか。今までこの農地の所有者が水路掃除に出ていたのに今後出なくなる。じゃああなたたちが来てやるのかとか、草刈りは年2、3回やるつもりだと言われていたんですけど、その周囲への説明も、隣の敷地の、北側の敷地の宅地の持ち主にもする必要がないと言い切られますし、影響ないと思うのどという言い方だったんですけど、影響のないことの説明はしてほしいなと個人的には思いました。

だから、やっぱり出すときにちゃんとその辺を、後でやりますという約束は嘘になる可能性もあるので、いろんなルールを守ってやってくださいというのを伝える意味でも、1回ぐらいは、断つてもいいかなと。誠意が足りないのじゃないかなと。

○6番 6番、吉本です。

太陽光だけでなくいろいろな案件があるんですが、我々農地を転用することに対することのみ農地法について審査するんですけど、必ず付随したことあるんですよね。今言われたように、後の管理とか。後の管理というのは、法律の中では縛るものないから、我々困っているわけですよね。でもそれやると言ったら、農業委員会かなんかで作成して。条例かなんかを。後管理も一番困っているんですよ、やっぱり。宅地転用で、家が建つことによって農業者が減って溝さらいとか掃除する人がいないわけです。少ないお年寄りで溝さらいするわけやね。それとか、草刈りますと言って刈らなかつたら、周囲の人に迷惑をかけることになる。これやっぱり必要なことですよ。だから、このまますぐはできないけど何らか付帯した、農業するために必要な事項ですから、事業計画書か被害防除計画にそういうものを折り込んでもらって、あれは一つの契約書ですから、それを守らなかった場合は、やっぱり何らかの罰則規定作っておかないとですね。今の時代、約束じゃだめです。話があったように、私も必要な書類がきちっとできていなかったら上程しません、説明できないからお断りしますとは言います。それは言ってもいいと思います。もう農業委員の権利として、やっぱり必要な公文書ですからね。議会と一緒に。国会と一緒にですからね。ちゃんとしたものができていないと上程できないですから。それは今後も言って、やっぱりきちんとやらせないと舐められるんです。その辺我々も責任持って権限持ってやっていくべきだと思います。だから、今言われ

たように、約束守らなかったものは上程する必要はないですよ。

○11番 この農業委員会の総意で、例えば誓約書に印鑑押して、周辺の印鑑押していないと審議にかけませんよということもできないことはないですよ。

○6番 だから、法律が違うからね。水利の関係は、承諾書印がいるから強いんですよ。農業委員会はない。転用するまで。一番の原因は、その田を作る人なんだけど。耕作すりゃ一番いいですよ。耕作しないから、米作らずに電気を作るわけね。

だから、やっぱりきちんとした書類を出してもらわないといけない。

以上です。

○11番 法令係とかに法的にどうなのかと聞いてもらえないですかね。市の顧問弁護士でもいいと思うんですけど。今回の件とはまた違うけど、やっぱりこれだけいろんな声がある中で、地元からも聞いている中で、先ほどの——のトラブルとかある中で、全くこれは法律に決まりごとがないから知りませんでしたよじゃ通らないんですよ。何のための農業委員会かとなるんですね。どうですかね。法令係に聞くことなんてできるでしょうけど。

○事務局 ちょっとどの程度のことができるか考えさせていただきたいとしか、今申し上げられないです。

○11番 今回も—————がかわいそうです。仕方がないのかなとは今思い出したところです。

○事務局 関連で、先月石田委員さんがおっしゃいました農業委員会として条例案出せないか、議会に出せないか、ということですが、地方自治法に、地方公共団体の委員会にはそういう権限がないとはっきり書いてあります。そういうことをお知らせしておきます。

○11番 残念。次の手でいきましょう。

○事務局 今の件については、法令係に確認した上での話なので。地方自治法の資料いただいています。

○藤井会長 話を戻したいと思います。石田委員の今のこの案件で何か御意見ほかにございませんか。今回の件は、石田委員さんがおっしゃったように、前の日までに返事が出てこなかったという。それでもし出てこなかったようであれば待つということもできたかもしれませんが、こちらから催促して結果的に出てきているわけで、それを無視するわけにはいきませんので、その辺を考慮してから判断して行きたいと思えますけれども。

何か御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようでしたら採決いたします。8番、御承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、可決、承認いたします。

続いて9番、地元委員さん、お願いします。

○11番 11番、石田です。同じような案件でございます。

こちらのほうは、同じ——沿いですけど——に近いほうで、——がもとあったんですが、その近くの農地です。この農地も実は前々から相談受けておまして、太陽光発電できないのかと言われていたんですけど、当時1種農地だったので、できなかったんですけど、実は、この近く、71ページの、この印がしてあるところの北側の部分が、先月ぐらいから開発行為が出て宅地になるんですが、それで、農地の継続性、隣とつながっていないということで2種に落ちました。そのため、今回太陽光を作れるようになったという案件です。買い主は——で、ただ、ここずっと耕作がなくて、10年から20年ぐらい植えていなかったんですけど、1回植えてみたんですが、やっぱり水持ちが悪くて、水がすぐなくなると。作土がすごく浅いらしいです。石も多くて水路と田んぼの間にもものすごい穴が空いていて、どんどん水も漏っているし、とても田んぼが作れるような状態ではないということでした。ここの転用の場合は、隣にも植えている方が一人いらっしゃるんですけど、この方にもちゃんとお話しして、それは仕方ないねと了承してくださっているそうでございます。

——ということですけど、隣はいいよと言ってきていて、ほかの隣接地は全て放棄地になっております。もう誰も管理していないような状態で、なかなか連絡もとれないということだったので、そちらのほうはいいんじゃないかなとは思っております。

そのような案件でございますが、皆様の御審議をよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

ちなみに、これ8番の案件と同じ担当者の方とお話しされたんですか。

○11番 はい、そうです。

○藤井会長 こちらは特に問題なかったです。

○11番 そっちはもう聞いたからですね。——の息子さんとお話しさせてもらって、その人とちょこちょこ相談とか受けるので、日頃から。そのほうから直接聞いたので。

○藤井会長 ほかに何か御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、9番、許可、承認いたします。

続きまして、10番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 参考資料77ページでございます。

本案件は、——とお読みするんですけど、こっちの農地を——、お孫さ

んでしょうね、多分、に譲られ自己用住宅を建築される案件でございます。場所については、——のすぐそばでございます。

——が、目がちょっと悪い、病気で目が見えないということで、今まではずっと奥様がトラクターに乗って、耕して管理をされていたそうです。以前、確かここ、私の知り合いの知り合いが一回畑にしようとか言って手をつけたのを見たことがあったので、どうになりましたかと、その方に耕作してもらえなかったですかと聞いたら、なかなか周りの草の管理もちゃんとやってくれず、言っても管理が杜撰なので、返してもらったという話をされていました。ただ、家を建てられて、家が手狭になったのでそちらに住まわれるということで、若い方が少ない地域でもあるし、今後はトラクターで残った部分の管理とかも息子さんにやってくれないかと声かけてもいいんじゃないのと言ったら、やってくれるとうれしいねと言われていました。

地元委員としては自己用住宅でございますし、別段問題はないかなと。残りの田んぼもちゃんと今までどおり、まだほかにもあるんですけど、作れないけど管理するとは言われていましたので、いいのではないかと思います。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいでしょうか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、10番、可決、承認いたします。

続きまして、11番、地元委員さん、御説明をお願いします。

○13番 13番、鹿角です。

この案件は、——の農地を——が譲り受けられて、太陽光発電設備を設置するという所有権移転の許可申請です。場所は、資料の83ページ、——の近くです。

現地確認、7月11日に、事務局2人と池田委員の4名で行いました。——すぐそばで、これは道路より4mか5mくらいの高いところに指示石があります。

譲り渡し人の——に、7月13日に聞き取りをしました。——が言われるには、この土地を長年草刈りなどしてずっと管理してきましたが、自分の仕事が忙しくなり、自己管理が難しくなってきましたので、今回——に譲り渡すことにしました。——とは譲渡の話是直接しておりませんとのことで、この件は、施工業者の——に依頼してみましたところ、——を紹介されましたのでこれを了承しましたということでした。

譲り受け人の——の代理ということで、午後電話しました。——の方が出ました。——という方で、7月16日に電話でお聞きいたしました。——はそこで

一応以前は営農されていますということで、——の施工業者の——とは仕事上の知り合いで、この申請地の話を譲り受けることを決めたということでした。この施工管理は——が行うということでした。

——にも電話してお聞きしましたところ、——からこの申請地の件について話を聞いておりましたので、知り合いの——も申しましたところ、譲り受けることを了承されましたので、この旨——にお知らせしましたということでした。

88ページの被害防除計画のところですけど、整地をして防草シートを張り、申請地の周りには、高さ1m20cmのフェンスを張り、そこへ立て看板を取り付けますということでした。管理は——でやり、月に1回設備等の確認を実施する予定ですということです。

それから、この申請地の下側、——沿いに住宅がありますが、発電設備について、そのお宅に説明にお伺いしますということと、申請地に隣接している地権者の方にもそういう説明に行きますということでした。周辺の農地への被害はないと思われます。

83ページのすぐ左側、内側になりますが、そこは遊休農地みたいになっております。その上あたりはもう山になっております。

皆様方の御審議、よろしく申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、申し上げます。どうぞ。

○11番 ちょっと高台になっているんですね。

○13番 高台になっている。——のところ。

○11番 ですよ。もともと斜めのところをそのまま整地してやられているんですかね。

○13番 上は平らなの。

○11番 上は平らですか。斜めだったら雨はどうかかと思ったので。

○13番 水路は新しいのが作ってありますので。

○藤井会長 ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、11番、可決、承認いたします。

12番は先ほど御承認いただきましたので、ここで改めて12番を承認させていただきます。

続きまして、13番、地元委員さん、お願いいたします。

○15番 15番、原田です。

第30号の13の申請は、——の農地を——が取得して、自己用住宅及び工場の

敷地拡張のためということの所有権移転の申請です。

95ページのとおり、現地は、—————、—————に近いところの——をちょっと左に入ったところでは、

第1種農地ですけれども、施行規則の第35条の第5号に該当する、いわゆる既存施設の拡張ということで、該当の法令になります。

97ページ、それから99ページに詳細な図があるんですが、既に緑で囲ってある土地の周り、周辺は、——が過去に、これは農地ではありませんので、取得済みなんですが、この緑で囲っているところ、登記上は田になっているんですが、現況は宅地です。これ私の家に近い所なんですが、私の記憶では、ここが農地だった記憶がないんですね。今、この——が計画建物というのがあるんですが、ここに古い——の家があったんですが、これはもう現在取り壊されて、後ろの既存倉庫と左側の既存倉庫、ここで—————ということ、——の仕事をしております。今、——は——に住まれているんですが、こちらにいずれ移ってきて、ここで現在仕事はやっているんですが、住宅もこっちで建てたいということで、今回この農地を転用ということで申請が出ているわけです。

実際現況は、宅地で、しかも一部コンクリートが張られているわけで、その件については始末書も提出済みだと言われておりました。

事業計画も、それから被害防除計画等を見ても、特に問題点もないし、もともとここが農地だった記憶も私もないので、営農条件に支障が生ずるおそれもないということで、許可条件は満たしていると思います。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、13番、可決、承認いたします。

続きまして、14番、地元委員さん、御説明をお願いします。

○16番 16番の内田でございます。

—————の内容です。

この案件ですが、7月10日に、原田委員さんと事務局1名と私とで現地確認をさせていただきました。

現地は、101ページ、102ページの—————と—————との間に挟まれたくぼ地ですが、—————というところから防府寄りに位置いたします。

103ページ、105ページの地図ですが、当該位置のそばには、舗装された側道があります。

だから工事は問題ないと思うんですが、侵入は容易であって、用排水路ともにきちっとしたU字溝が設置されています。

当日、その足で——とお話をさせてもらいました。——は、——年前に御主人を亡くされてまして、現在一人暮らしです。御主人が亡くなる以前より農業はしておられました。

現地は、草が余り繁茂してなくよく管理されて、奥さんが一人で行って除草剤を年間何回もかけるそうです。周辺農地は全く耕作されていませんが、ほかの農地はどうか管理はされております。周りに民家も全くありません。だから、太陽光には問題ないと思うんですが、ちょっと気になったのが、106ページの被害防除計画に、整地の有無というところがあると思うんですが、それと、建物の建設を行わないとか、表示がないでしょう。これも含めて——に電話したんですよ。これはどうなっているんですかと。防府市内の案件は皆同じ内容で出ているんですが、きちっとありますが、どうですかと言ったら、よくわからないと言うんですね。整地の有無とあるんですが、真砂を入れたりして整地しているんじゃないですかと聞いたんです。真砂とは何かと言うんですよ。こりゃもう話にならんと思ったんですよ。——から申請書が出ているからこういう案件になったんでしょうが、両方漏れているので、ほかの案件と同じでしょうねと言ったら、それでやってくれということでございました。その点も含めて御報告申し上げます。

農業委員としては、営業マンの名刺まで見せてもらったんですが、——営業所の——という方が営業されている。それは、しっかりやっているんですが、内容は問題ないとは言いませんが、やむなしというふうに思います。

以上でございます。皆さん方の御審議をお願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○3番 3番、中山です。

事務局に質問ですけれども、こうやって造成なしと書くことのメリットはあるんですか。ありと書いたらノーとか。

○事務局 確かに造成のメリットはないと思います。造成ありならその旨を書きいただければいいことですし。ただ、実際にできるんですかというのと、実際できると、造成なしで整地のみで。パイプを突き刺すだけのものになるから造成ありの方もいらっしゃるんで、そういう場合は普通にありで書いていただいき、嘘をついているわけではないと思います。

○藤井会長 よろしいですか。ほかに何か御意見ございませんか。どうぞ。

○11番 今回、実質担当者と話せていないんですよ。

○16番 私が話したのは——と話した。

○11番 結局わからないわからないで終わったんですよ。

○16番 防草シートあるんでしょうとか、そんな話をしてもだめなんですよ。それはお客さんが決

めるんだと言われるしね。あ、これ転売かと思ったんですよ、すぐ。

さっき石田さんがおっしゃったように、例えば1反以上あるような所に49.5kWだけ作っていくっていうのはそうですよ。でなけりゃいっぱい作りますよ。2MWもやるような会社ですよ。いずれそういうふうにするんだろうけど、でも、今回こういう案件が出たら、これやむなしと思いますよ。

○6番 ちょっといいですか。さっきも同じようなのが、104ページと110ページというのは今、内田さんが説明されたんですがね、同じ事業計画で、104ページは出力が書いてある。49.5kWと。110ページは書いていないんです、出力が。こういう事業計画とか被害防除計画とか大体司法書士とかがやるんですよ。（「いや、書いてあるよ」と呼ぶ者あり）だから、不動産屋が土地を買って建て売りするとか何とか言っただけ話にならないですよ。結局、司法書士とかと話をするようになるんですよ。誰が計画を作るかといったら、その方なんですよ。だから、書類はやっぱり不備だから、これはちゃんと書いたもので審議しないと、このまま審議したら、何を話しているかとなる。事務局で見たときに、明らかにおかしいものは見直してもらって。農業委員もチェックするけどね。だから、ここはどうなんですかね。

○藤井会長 どうですかね、確かに次の案件は出力書いていないですね。

○事務局 事務局です。月例のこの資料以外にカタログであったりパソコンのものであったりで事務局としては確認しておりますが、確かに御指摘のとおりです。短い間にこれだけの件数をする中で漏れてしまって大変申し訳ないところがあったので、今後気を付けるようにいたします。

○藤井会長 ほかに何か御意見。どうぞ。

○11番 毎年の管理とかも結局確認が取れていないんですよ。だから書類の不備もあるし、考えてもいいんじゃないかなど。来月出し直すとかもできないことはないだろうし。

○藤井会長 どうですか、地元委員さん。今回のこの場合は……。

○16番 今回は、それはやむを得ないと思いますよ。これだけ出してね、一人の担当者が出していると思うんですけど、こういう失態をするわけですよ。

でも、待っていましたっていうぐらいに、この——という人はうれしくてうれしくてならないんですよ。でね、お金も使って待っているんですよ。これはしかたないと思って保留というわけにはいかないと思いますが、今後のことはやっぱりきちっと、足かせになるぐらいのことは言ってもいいと思いますよ。先ほどからいう、舐められたらいけないですからね、農業委員会。

○11番 今回の月例総会ですごい問題になったから、次からしっかりとやってくださいと……。

○16番 そういうふうにしたらいいと思いますよ。——がいけないというんじゃないんですよ。営業所があり、その窓口をきちっと一本化して、どこを窓口にして出したのがわかる人間じゃないと話にならないですよ。

このあとも————がまた出るだろうけど。

○藤井会長 さっき事務局が言いましたように、連絡すべきところをしっかりと確認してから対応してあげてください。

よろしいでしょうか。ないようでしたら。どうぞ。

○1番 105ページの図面ですが、パネルの角度も何も書いてないし、今回は周りに何も影響がないということなんですかね。近くに家とかあったらパネルの角度はすごく大事なことだと思うんですが。

○事務局 そうですね、角度とか別資料で出ていたんですけど、これとこれを張り合わせて月例総会用に作るのが漏れておりまして、申し訳ありません。今後気を付けます。

○藤井会長 その辺のところ、今度の審議委員会のときには絶対突っ込まれるから、よろしく願いします。

ほかによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、14番、可決、承認いたします。

続きまして、15番、地元委員さん、御説明をお願いします。

○15番 15番、原田です。

議案30号の15は、太陽光発電ですけども、————の農地を、先ほどから出ています————が取得して、太陽光発電を設置するというものです。

現地確認を7月10日に、事務局及び内田委員と一緒に行いました。————のほうは内田さんに連絡とってもらって、私は————にお会いして状況を聞いてまいりましたので、報告いたします。

場所は、107ページ、第2種農地ですが、————から470mということで、規則第45条に該当する農地ということになります。ここでいう、緑で囲ってあるところが今回の該当農地。2種農地ですが、ちょっとこの緑の下の農道があるんですが、ここから北側はほ場整備がされていない、いわゆる旧来の農地ということと、それから、状況は、この斜線のところ、北側の細長いのと四角い小さいのがありますが、この3つはいずれも太陽光発電で、既に設置されております。その上の大きな所は、————がありますけれども、その駐車場として転用されたものということで、大体この——の駐車場の前の道路があるんですが、この道路までが500mの範囲ということで、ここから下がいずれは全部太陽光になるんじゃないかなというような状況です。

この周辺で、現在耕作されているのは、この緑の農地の北側の四角い畑、この辺がちょっと耕作

されている、109ページで、この—————のところは高齢のために数年前から耕作はしていないと。ただし、荒れてはいけないうので、息子さんが定期的に耕したりとか草刈りはしているという状態で、一応保全管理はされているというような状態、で、北側の—————というのがわずかに畑を作っている程度、—————はもう荒れ放題、それから南側の—————の土地はもう木が生えて、さっきのパトロールでいう赤ですね。

それから、既に細長い太陽光ができて西側のほうも全て木が生えて耕作放棄地ということで、いずれも高齢で耕作ができないという土地がこの辺は結構多いですね。今回も、—————は、高齢で息子さんの奥さんにお話伺ったんですけども、太陽光の話があったから即飛びついた、こんな状況でした。

周りに住宅はなくて、耕作放棄地も多いということから、地元委員としてはやむを得ない転用かなと考えます。皆様方の御審議、よろしく願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、15番、可決、承認いたします。

審議事項は以上です。

あと報告事項が第38号から第42号までございます。目を通していただいて、御意見のある方はお願いします。何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、以上で議案審議は閉じたいと思います。

午後5時03分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 7月18日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員